

大項目	中項目	小項目	評価項目	評価基準	技術提案評価型																							
					2.9億未満 (舗装0.9億未満)								2.9億以上 (舗装0.9億以上)				地域維持型 (年間維持除雪等)				S型				A型			
					II型		I型①		I型①		I型①		I型②		非WTO		WTO		非WTO		WTO		非WTO		WTO			
					評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点	評価	配点		
施工能力等	技術者	小項目	評価項目	より同種性の高い工事において、元請けの監理(主任)技術者、特例監理技術者又は元請けの現場代理人として従事 より同種性の高い工事において、元請けの監理技術者補佐又は担当技術者として従事。または同種性が認められる工事において、元請けの監理(主任)技術者、特例監理技術者又は元請けの現場代理人として従事 同種性が認められる工事において、元請けの監理技術者補佐又は担当技術者として従事 より同種性の高い工事又は同種性が認められる工事において、一次下請の主任技術者として従事	7.0		3.0		2.0	3.0	2.0	7.0	7.0		5.0				8.0									
					3.5	7.0	1.5	3.0	1.0	2.0	1.5	3.0	1.0	2.0	3.5	7.0	3.5	7.0	2.5	5.0			4.0	8.0				
					0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0					
					8.0		3.0		3.0		3.0		3.0		8.0		8.0		5.0				8.0					
					7.3		2.8		2.8		2.8		2.8		7.3		7.3		4.6				7.3					
					6.6		2.6		2.6		2.6		2.6		6.6		6.6		4.2				6.6					
					5.9		2.4		2.4		2.4		2.4		5.9		5.9		3.8				5.9					
					5.2		2.2		2.2		2.2		2.2		5.2		5.2		3.4				5.2					
					4.5		2.0		2.0		2.0		2.0		4.5		4.5		3.0				4.5					
					3.8	8.0	1.8	3.0	1.8	3.0	1.8	3.0	1.8	3.0	3.8	8.0	3.8	8.0	2.6	5.0			3.8	8.0				
3.1		1.6		1.6		1.6		1.6		3.1		3.1		2.2				3.1										
2.4		1.4		1.4		1.4		1.4		2.4		2.4		1.8				2.4										
1.7		1.2		1.2		1.2		1.2		1.7		1.7		1.4				1.7										
1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0				1.0										
0.3		0.8		0.8		0.8		0.8		0.3		0.3		0.6				0.3										
0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0				0.0										
3.0		3.0		2.5		3.0		2.5		3.0		3.0		3.0				3.0										
3.0		3.0		2.5		3.0		2.5		3.0		3.0		3.0				3.0										
1.5		1.5		1.5		1.5		1.5		1.5		1.5		1.5				1.5										
1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0			1.0	1.0									
10.0		10.0		20.0		10.0		20.0		10.0		10.0		20.0				10.0										
6.7		6.7		14.0		6.7		14.0		6.7		6.7		14.0				6.7										
3.3		3.3		12.0		3.3		12.0		3.3		3.3		12.0				3.3										
0.0		0.0		8.0		0.0		8.0		0.0		0.0		8.0				0.0										
0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0				0.0										
19.0		19.5		28.0		19.5		28.0		19.0		19.0		15.0				19.0										
37.0		37.5		41.0		37.5		40.5		37.0		36.5		57.5				60.0										

・対象期間中に産出・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加えることができる。
・対象期間中に国等発注による事業促進PPP又はCM(施工段階に限る)に従事していた場合、その従事期間を除いて対象年度を遡ることができる。
・遡りは、全従事期間の1年未満を切り捨てた期間とする。
・下線については、港湾部門において作業船を使用する工事の内、技術提案評価型S型及び技術提案評価型S型(WTO)を除く全ての工事を対象とする。
・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績は国内工事と同様に実績の対象とする(農業・漁業部門以外)。

・監理技術者(監理技術者配置の必要のない工事は主任技術者)、特例監理技術者又は現場代理人として従事したものに限る。
・実績なしは加点しない。
・受注者に実績の任意の1件の提出を求めそれを評価(当該工事と同じ工事区分)。
・一般土木工事については、同一事業部門(道路部門が対象)の維持工事(年間維持除雪)の成績も評価できることとする。
・舗装工事については、同一事業部門(道路部門が対象)の維持工事(年間維持除雪(工事区分「維持」))の成績も評価できることとする。
・JVの場合は全構成員のうち入札説明書で資格、実績要件を満たしている者で最低評価者を評価する。
・対象期間中に産出・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加えることができる。
・対象期間中に国等発注による事業促進PPP又はCM(施工段階に限る)に従事していた場合、その従事期間を除いて対象年度を遡ることができる。
・遡りは、全従事期間の1年未満を切り捨てた期間とする。

・同一事業部門での加点評価とする。(河川(ダム)、道路、港湾(空港・漁港)、農業)。(機械、電気、管轄については工事区分)
・舗装工事については、同一事業部門の舗装工事(工事区分「舗装」)での表彰のみを加点評価対象とする。
・局長表彰、高度マネジメント経験と部長表彰は重複加点しない。
・部長表彰は、室開発建設部長が表彰したものを加点評価対象とする(管轄部門は管轄部長表彰も対象)。
・海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣局長表彰と同等、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞は室開発建設部長表彰と同等
・入札公告時点で参加企業に過去3年以上在籍していない者については、加点しない。なお、在籍期間は連続していなければならない。
・また、資本経営が同じ親会社・子会社間の移籍においても加点しない。

※2級が参加資格の場合は経験年数を省く
工種区分に応じて実点を追加する

・重要なものから3項目記述してもらい、4段階評価する。
・施工計画重視型は3項目を2段階評価する。
・記載した内容は施工計画書に明記し適切に履行すること。なお明らかに不履行が認められる場合は減点をを行う。

※1 該合により受注した工事に係る施工実績、工事成績及び優良表彰は、加点の対象としない。

減点項目	評価項目	評価基準	減点																				
			II型	I型①	I型①	I型①	I型②	非WTO	WTO	非WTO	WTO	非WTO	WTO	非WTO	WTO	非WTO	WTO						
直近の措置による減点	指名停止		-1.5		-1.5		-1.5		-1.5		-1.5		-1.5		-1.5		-1.5		-1.5		-1.5		-1.5
	文書注意		-1.0		-1.0		-1.0		-1.0		-1.0		-1.0		-1.0		-1.0		-1.0		-1.0		-1.0
	口頭注意		-0.5		-0.5		-0.5		-0.5		-0.5		-0.5		-0.5		-0.5		-0.5		-0.5		-0.5
過去6ヶ月間の施工状況等	相續工事等で修繕請求等を受けた(個人礼工事であった場合は、下段括弧内の減点適用)		-0.5		-0.5		-0.5		-0.5		-0.5		-0.5		-0.5		-0.5		-0.5		-0.5		-0.5
	買上げ未実施企業		-3.0		-3.0		-4.0		-3.0		-4.0		-3.0		-3.0		-5.0		-5.0		-5.0		-5.0
	買上げを実施しなかった企業に対する減点措置		-3.0		-3.0		-4.0		-3.0		-4.0		-3.0		-3.0		-5.0		-5.0		-5.0		-5.0
設備選抜	ヒアリング	十分な監理能力が期待できる																					
		一定の監理能力が期待できる																					
		上記以外																					
		施工計画																					
技術提案に対する理解度	提案を十分に理解している																						
	提案を理解している																						
買上げを実施する企業に対する加点措置	買上げの実施を表明した企業等		2.0		2.0		2.0		2.0		2.0		2.0		2.0		3.0		3.0		3.0		3.0
	品質確保の实效性		15.0		15.0		15.0		15.0		15.0		15.0		15.0		15.0		15.0		15.0		15.0
施工体制確認	施工体制が確実		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0
	施工体制が確実		15.0		15.0		15.0		15.0		15.0		15.0		15.0		15.0		15.0		15.0		15.0

・毎月更新される直近1ヶ月・3ヶ月間の措置による減点リストにより確認。
その翌々月の入札手続き開始日から適用
JVの取換
JVでのベネフィット実績一各構成員に付与
ベネフィット実績持ち企業を構成員にもつJVの
評価一各社毎に評価点を算出し最も
低いものを採用

・毎月更新される直近6ヶ月間における措置による減点リストにより確認。
その翌々月の入札手続き開始日から適用
・該企業は、買上げを実施した日から1年間、買上げ加算点よりも1点大きな減点で減点する。
・工事に以下の評価項目を追加する場合があります、記載の減点措置より大きくなる場合があります。
・技術提案評価型は「段階選抜」に加点
役割
：監理技術者(担当技術者)として、当該工事における自身の役割を、実際の工事で実施した内容を持って具体的に説明できる。
品質管理
：品質管理にあたり、最も配慮しなければならなかった事項及びその対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる。
安全管理
：安全管理にあたり、最も配慮しなければならなかった事項及びその対策について、工事特性との関係と共に具体的に説明できる。
関係者との調整
：関係者との調整にあたり配慮すべき事項について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる。
同種工事の実績と当該工事との関係
：同種工事から得られた知見を今回の工事にどのように生かすことができるか、工事特性との関係と共に具体的に説明できる。
・すべてに当てはまる場合→「十分な監理能力が期待できる」
・少なくとも2つ以上当てはまる場合→「一定の監理能力が期待できる」
・上記以外
・地域維持型の施工計画のヒアリングは、必要に応じて(複数回の申請がある場合など)実施。
提案を十分に理解している
：技術提案の内容を十分に理解しており、技術提案の効果が最大限発揮されるために配慮すべき事項が適切である
提案を理解している
：技術提案の内容を理解しており、技術提案の効果が最大限発揮されるために配慮すべき事項が適切である
上記以外

・対前年度または前年比で、従業員に以下を表明している場合に評価する。
大企業の場合
：給与総額を1.5%以上増加させる旨
中小企業の場合
：給与総額を1.5%以上増加させる旨
・工事に以下の評価項目を追加する場合があります、記載の加点措置より大きくなる場合があります。
・技術提案評価型は「段階選抜」に加点

○舗装工事 選択項目※(標準項目に原則的に追加して評価) 【企業】

評価する技術提案書等	評価基準	配点
舗装施工管理技術者(一社) 日本道路建設協会認定資格	1級×1+2級×0.5の値を評価	1.0以上 1.0 1.0未満 0.0
技能者の元請比率	元請比率=(元請の配置予定技能者数÷子会社の配置予定技能者数)÷全配置予定技能者数	0.7以上 1.0 0.7未満 0.0
主要機械の元請比率(ICT活用工事で発注する場合は対象外)	元請比率=(元請が保有している配置予定主要機械数÷子会社が保有している配置予定主要機械数)÷全配置予定主要機械数	0.5以上 1.0 0.5未満 0.0

○漁港工事 選択項目※(標準項目に原則的に追加して評価)

評価する技術提案書等	評価基準	配点
企業・地域以外	令和6年度、令和7年度の漁港増築関係事業優良職員表彰の有無	1.0
配置予定技術者	技術士(水産土木)を有している	1.0
	水産工学技士を有している	0.5
	上記以外	0.0

○作業船の評価(港湾・漁港工事) 作業船を使用する工事すべてを対象(技術提案評価型A型、S型WTOを除く)
対象となる主要作業船一覧：(ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船、リクレマ船、バジアンローダ船、空気圧送船、旋回起重機船、固定起重機船、クレーン付台船、杭打船、コンクリートミキサー船、ケーン製作台船、深層混合浚渫船、サンドドレーン船、サンドコンパクション船)より評価する

○港湾工事 ※(技術提案評価型S型工事を対象)

評価項目	評価基準	配点
技術者の能力等	海上工事 施工管理技術者	海上工事施工管理技術者を有している 1.0 上記以外 0.0

評価する技術提案書等	評価基準	配点	
		施工能力評価型	技術提案評価型
企業・地域以外	保有比率50%以上または保険支払比率50%以上	2.0	1.0
	保有比率20%以上50%未満または保険支払比率20%以上50%未満	1.0	0.5
	保有比率20%未満または保険支払比率20%未満	0.5	0.0
	上記以外	0.0	0.0
企業・地域以外	出資比率50%以上	2.0	3.0
	出資比率20%以上50%未満	1.0	1.5
	出資比率20%未満	0.5	0.5
	上記以外	0.0	0.0

○河川工事 選択項目(河川技術者資格) ※(標準項目に原則的に追加して評価)

評価する技術提案書等	評価基準	配点
技術者の能力等	河川維持管理技術者を有している	1.0
	河川点検士を有している	0.5
	上記以外	0.0

出資比率とは、作業船を新造する際、もしくは原動機、中古船を購入する際の費用の出資比率のことをいう。
「自ら新造」とは、自社が出資し作業船を建造することをいう。
・共有船舶については、所有あるいは所有船舶の運行機能を保持するに当たり、新造、改造または機能追加のために必要な経費を複数の所有者で負担している船舶をいう。ただし、環境性能および新造船の評価においては、船舶の財産を共同保有していることを前提とする。
・環境性能の評価においては、作業船建造時に設置された原動機もしくは建造時に設置された原動機を撤去して代替として設置された原動機すべてが、環境性能を達成しているものであり、クレーン原動機や主発電機等の「全ての原動機製造後(新品取替)」及び「中古船の買収」のみに関わる当該申請者の出資比率に応じて加算する。
・環境性能の達成とは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づき「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足していることを指す。なお、平成22年改正前の「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足している作業船について評価する場合は、満点から1/2を乗じて加点することとする。
・環境性能の加点期間は原動機製造後(新品取替)15年、中古船については建造後15年を標準とする。
・新造船の加点期間は新造後15年とする。
・自航式作業船においても早上げ部の出力機などすべての原動機を評価の対象とする。
・「クレーン付き台船」は、台船とクレーンの両方が新造後15年以内である場合に、新造船として評価を行う。
・台船又はクレーンのどちらかが新造後15年を経過している場合は、新造船として評価しない。